

日バス協業第312号
令和3年8月12日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会
会 長 清 水 一 郎

新型コロナウイルス感染症の感染者の輸送に関する
道路運送法第20条の取扱いについて

平素より当協会の業務につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、国土交通省自動車局旅客課長より別紙のとおり周知依頼がありましたので、各都道府県バス協会におかれましては、貴協会傘下会員事業者への周知をよろしく願いいたします。

本事務連絡の概要は、緊急事態宣言が発出された緊急事態措置区域に限り、地方自治体又は地方自治体の指導に従った者が感染者を病院、宿泊療養施設等に運送する申込みを行い、当該感染者の症状等に鑑み迅速に運送する必要がある場合には、当該運送の営業区域外に在する一般旅客自動車運送事業者であっても、当該事業者の判断により、道路運送法第20条第1号に該当する「営業区域外旅客運送」として当該運送の申込みを引き受けることを認めるものです。

ただし、運送の申込みを引き受ける一般旅客自動車運送事業者は、地方自治体の指導等に従い、感染者を運送するために必要な感染防止対策を徹底し、当該運送を行った輸送実績を遅滞なく地方運輸局に報告する必要があります。

【担当】

日本バス協会業務部
山本・近本
TEL 03-3216-4014